

財務省告示第五百五十一号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平成十五年七月二十二日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十五年八月八日

財務大臣臨時代理

國務大臣 龜井 善之

一	名称及び記号	利付国庫債券（二年）（第二百十回）
二	発行の根拠	財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一百一号）第十一條第一項
三	振替法の適用等	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四	発行方法	国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）附則第三十七條第一項の規定に基づき厚生労働大臣から年金資金運用基金に寄託された資金による引受け
五	発行行額	額面金額で七百九十九億円
六	払込金額	七百九十九億六千三百九十二万円
七	最低額面金額	五万円
八	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。
九	発行行日	平成十五年七月二十二日
十	発行行価格	額面金額百円につき百円八銭

十 十
二 一

の 経 利
払 過 子
込 利 率
み 子

年 ○ ・ パーセント
年 金 資 金 運 用 基 金 理 事 長 は 、 払
込 金 額 に 加 え 、 次 の 算 式 に よ り 払
算 出 し た 金 額 を 第 十 八 号 に 規 定
す る 期 日 に 払 い 込 む も の と 規 定
す る 。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{2}{365}}$$

十 三

初 期 利 子

平 成 十 六 年 一 月 二 十 日 を 支 払 期
と し 、 次 の 算 式 に よ り 算 出 し た
金 額 を 支 払 う 。 た だ し 、 支 払 期
が 銀 行 休 業 日 に 当 た る 時 は 、
そ の 翌 営 業 日 に 支 払 う (以 下 、
次 号 及 び 第 十 五 号 に お い て 規 定
す る 期 日 に つ い て 同 じ) 。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十 四

第 二 期 以 後
の 利 子

毎 年 一 月 二 十 日 及 び 七 月 二 十 日
を 支 払 期 と し 、 各 支 払 期 に お い
て 、 そ の 日 以 前 六 月 間 に 属 す る
利 子 を 支 払 う 。
平 成 十 七 年 七 月 二 十 日
額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円
日 本 銀 行

十 十 十
七 六 五
八

償 還 限 償 還 金 額 元 利 支 払 場 所 日 払 込 期 日

平 成 十 五 年 七 月 二 十 二 日